

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

情報政策課

【告示】

（県例規集登載）

○ 保安林の指定予定

治山課

○ 保安林の指定施業要件の変更予定

〃

○ 漁業災害補償法の規定による同意の成立

水産課

○ 土地収用法に基づく事業の認定

監理課

○ 岡山県収入証紙売りさばき人の指定

会計課

【公告】

○ 落札者等の決定

危機管理課

○ 国土調査の成果の認証

中山間・地域振興課

○ 公共測量の実施

監理課

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

建築指導課

目次

担当課（室）

【選挙管理委員会】

○ 個人演説会等を開催することができるとの指定の取消し

選挙管理委員会

◎岡山県規則第五十九号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十一月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報提供に関する条例施行規則（平成二十七年岡山県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「第四十四条第一号ネ」を「第四十四条第一号ナ」に改め、同項第二号中「第四十四条第一号ナ」を「第四十四条第一号ラ」に改め、同条第二項第一号中「第十九条第一号ネ」を「第十九条第一号ナ」に改め、同項第二号中「第十九条第一号ナ」を「第十九条第一号ラ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第五百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

令和元年十一月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

井原市木之子町字道山五三五四の六、五三五四の八、五三五四の一三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字道山五三五四の六、五三五四の八、五三五四の一三（以上三筆について次の

図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び井原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第五百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和元年十一月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
真庭市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かんよう}

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び真庭市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第五百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和元年十一月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

高梁市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かんよう}

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び高梁市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第五百七号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により、次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意は、同法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

令和元年十一月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 区域 大島美の浜漁業協同組合の地区のうち、旧笠岡市大島漁業協同組合の区域
- 二 区分 主として小型機船底びき網漁業を営む漁業

◎岡山県告示第五百八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり事業を認定した。

令和元年十一月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 起業者の名称

総社市

二 事業の種類

旧昭和児童館北広場整備事業

三 起業地

1 収用の部分 岡山県総社市美袋字広畑地内

2 使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

旧昭和児童館北広場整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第三条第三十号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に該当する施設を整備する事業であるため、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である総社市は、総社市子ども・子育て支援事業計画に基づき、「放課後における児童の居場所の充実」、「親子の子育て力の向上」、「地域の連携による子ども・子育て支援の充実」、「子育て支援のネットワークづくりの推進」を実施するものであり、また、本件事業に要する経費について財源措置を講じていることから、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

(1) 本件事業の施行により得られる利益については、現在、敷地面積が狭小のため、児童の遊び場及び送迎する保護者等の駐車場が不足していることから、放課後の児童の安全確保並びに送迎者の利便性向上及び安全確保に相当の寄与が見込まれる。

また、本件事業計画においては、①幼児、児童が安全に過ごすことができるこ

と、②既存施設との一体利用ができ、通常業務に支障をきたさないこと、③利用する保護者の利便性が高いこと、④経済性を有していて、造成等が容易にできることを条件として複数の候補地について検討を行った結果、最適となる案を採用している。

(2) 本件事業の施行により失われる利益については、本件事業が環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)等による環境影響評価の対象事業となっておらず、保護のため特別の処置を講ずべき動植物が見受けられないこと、本件事業地内の土地には文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)における周知の埋蔵文化財包蔵地が一箇所所存するが、当該包蔵地については岡山県教育委員会及び総社市教育委員会と協議を行い、必要に応じて適切な措置を講ずることとしていることから、本件事業の施行により失われる利益は軽微なものと考えられる。

(3) (1)で述べた得られる利益と(2)で述べた失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められることから、本件事業は法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について
本件事業については、周辺道路の混雑緩和、幼児、児童や保護者等の安全確保及び交通事故の発生抑制に寄与するものであり、早急に施行されるべき事業であると認められる。また、収用の範囲は全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1から4までに述べたように、本件事業は、法第二十条各号の要件を充足すると判断される。

以上により、本件事業について、法第二十条の規定により事業の認定をしたものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

総社市教育委員会学校教育課

令和元年 11月22日 岡山県公報 第12146号

◎岡山県告示第五百九号

岡山県収入証紙条例（昭和三十九年岡山県条例第二十一号）第五条第一項の規定により、令和元年十一月十五日付けで、次のとおり岡山県収入証紙売りさばき人を指定した。

令和元年十一月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

津山市田町一三番地	所在地	売りさばき人
土肥 祥嗣	名称及び代表者の氏名	
津山市田町一三番地		売りさばき場所

令和元年11月22日 岡山県公報 第12146号

〔四六一〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和元年十一月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 調達件名

県民局等防災用発電設備強靱化整備及び防災情報ネットワーク改修業務

二 契約期間

令和元年十一月十二日から令和二年三月三十一日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県危機管理課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 落札者を決定した日

令和元年十月三十一日

五 落札者の名称及び住所

株式会社日圧機販

岡山県岡山市南区藤田二二一三番地の二

六 落札金額

七六、四五〇、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額六、九五〇、〇〇〇円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

令和元年九月二十日

令和元年 11月22日 岡山県公報 第12146号

〔四六二〕 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和元年十一月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

倉敷市	調査を行った者の名称
平成二十九年五月 ） 平成三十一年三月	調査を行った期間
倉敷市 地籍図及び 地籍簿	成果の名称
松江一丁目 の一部	調査を行った地域
令和元年十一月十四日	認証年月日

令和元年11月22日 岡山県公報 第12146号

〔四六三〕測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省中国地方整備局中国技術事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年十一月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	岡山市、倉敷市、津山市、笠岡市、備前市、瀬戸内市、美作市、奈義町、西粟倉村、久米南町及び美咲町
測量の種類	公共測量（航空レーザ測量）
測量期間	令和元年十一月十一日から令和二年三月三十一日まで

令和元年 11月22日 岡山県公報 第12146号

〔四六四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和元年十一月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市三須字東田一八八―九

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市真備町有井一六六〇―九

安部 征志

三 許可番号

岡山県指令建指第二一六号

◎岡山県選管告示第九十三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号に定める個人演説会等を開催することができる施設について、西粟倉村選挙管理委員会から、次の施設の指定を取り消した旨報告があった。

令和元年十一月二十二日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

あわくら会館大ホール	施設 の 名 称	英田郡西粟倉村大字影石三三番地	所 在 地	西粟倉村長	施設 の 管 理 者	令和元年九月十八日	指 定 取 消 年 月 日
------------	-------------------	-----------------	-------------	-------	------------------------	-----------	---------------------------------